

## 船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第99号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月20日 13時15分ごろ	
発生場所	石川県珠洲市 長手埼灯台から真方位095° 6.2海里付近 (概位 北緯37° 26.5′ 東経137° 29.4′)	
事故等調査の経過	平成22年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ジェネラル グイサン</sup> GENERAL GUISAN（スイス連邦）、39,161トン 9177648（IMO番号）、OCEANA SHIPPING AG（スイス連邦） B 漁船 第十一 <sup>だいじち</sup> 大吉丸、9.7トン IK2-5572（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷中央外板擦過傷 B 球状船首圧壊	
事故等の経過	A船は、船長A及び二等航海士Aほか21人が乗り組み、珠洲市珠洲岬東方沖を約13.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北進中、二等航海士Aが、平成22年5月20日13時00分ごろB船を初認し、その後、徐々に接近することから、注意喚起として汽笛を1回吹鳴し、針路及び速力を保持して航行した。B船は、船長Bほか3人が乗り組み、約13.0knの速力で西進中、船長Bが、13時05分ごろ、約9.0knに減速し、右舷甲板の敷き板を確認するため操舵室を離れた。両船は、13時15分ごろ珠洲岬東方沖において、A船の右舷中央部とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視程 約8km 海象：潮汐 ほぼ低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、珠洲岬東方沖を北進中、衝突を避けるための協力動作をとらなかったため、衝突したのと考えられる。 B船は、西進中、見張りを行わなかったため、衝突直前までA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、珠洲岬東方沖において、A船が北進中、B船が西進中、A船が衝突を避けるための協力動作をとらず、また、B船が見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したのと考えられる。	

